

一 保安林予定森林の所在場所

関市神野字道下二八五二の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字分田六七六の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

土岐市曾木町字天狗二九二六の五一から二九二六の五六まで、二九二六の五八から二九二六の六〇まで、二九二六の一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市大字梅原字高田二七二四の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市葛原字広瀬四九八六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市船越字梨ノ木二二二、二二三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市神崎字夏坂七六八、七六九の三から七六九の六まで、七七二、七七二の二、七七三、七七四の一から七七四の三まで、七七六、七七七、八〇三の一、八〇三の二、八〇四から八〇七まで、八〇八の一から八〇八の三まで、八〇九の一、八一〇から八一三まで、八三三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町稻越字トヤガ谷一〇三一の七、一〇三一の八、一〇三一の一〇、一〇三一の二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町角川字宮ノ上一五三六、字宮ヶ洞二九〇一の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町舟原字下高蔵三四四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾上大須字郷村一七七六の一、一七九九の三、一七九九の五、一七九九の七、一八〇二から一八〇四まで、一八〇四の二、一八〇五から一八〇九まで、一八一六の四から一八一六の八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾黒津字杉村七〇三の二六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町剣字宮ヶ洞二〇八七の七四から二〇八七の八一まで、二〇八七の八三、二〇八七の八五から二〇八七の八九まで、二〇八七の九二、二〇八七の九四から二〇八七の九七まで、二〇八七の九九、二〇八七の一〇一から二〇八七の一〇三まで、二〇八七の一〇七、二〇八七の一〇八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字間関四二六、字元夕用五五〇の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字横地三二の三、三二の五、三二の八、三二の九、三五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝小川字陰地一六八四の一九から一六八四の二八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十一号

保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲高科字隠洞八〇六の四、八〇六の一四、八〇六の一八から八〇六の二〇まで、八〇六の六五、八〇六の八六から八〇六の八八まで、八〇六の九五から八〇六の九七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町小野字前田二二六の一（次の図に示す部分に限る。）、二二九、字梨子木山三四六の一九、三四七の一九、三四七の二〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字倉之谷東平四六四五の五、四六四五の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町小津字芹沢一三三八、一三四〇、字宮平一三六一、一三六二、一三六三の一、一三六三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字蜂屋一三六五、一三六八、字上ヶ流一九一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日美束字種本街道一一六〇の一、一一七六の三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町西横山字小坂一四四五、一四六五から一四六八まで、一四六九の一、一四七〇、一四七一、字深谷二五七の一、字中谷一五八九の一

二 指定の目的

三 土砂の流出の防備
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬字山田一七九三の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字谷東二八五、二二九〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町坂内川上字黒又九九四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町小津字下辻川北三三三、三五九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡池田町片山字金地谷三〇二五の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
中津川市阿木字青野下二六六九の六、二六六九の七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
揖斐郡揖斐川町谷汲高科字瀬ヶ谷八〇四の一九、八〇四の二〇
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
揖斐郡池田町片山字金地谷三〇二六の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - (三) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員	延長	備考
春日線 揖斐川線		路			後	前	ル(メートル)	ル(メートル)	
同郡同町同 字土休場八〇七番三 地先まで					五・八 二・六	五・八 二・六		一三・五	

岐阜県告示第六百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員	延長	備考
石浦陣屋 下切線		路			後	前	ル(メートル)	ル(メートル)	
高山市総和町三丁目四九 番二地先地内					一五・〇 〇・七	一三・五 一七・〇		四・四	

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年十二月五日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年十一月十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ニトリ

三 建物の名称及び所在地

ニトリ岐阜店

岐阜市正木中二丁目二番一号

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称)ニトリ岐阜正木店

(変更後) ニトリ岐阜店

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 岐阜市正木土地区画整理二八街区

(変更後) 岐阜市正木中二丁目二番一号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年十二月五日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十年十一月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

パロー美濃加茂ショッピングセンター（A 2ゾーン）

美濃加茂市山手町一丁目六二番地 外

四 変更しようとする事項

駐輪場の収容台数

（変更前）一七七台

（変更後）三〇台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前七時

来客が駐車場を利用できる時間帯

（変更前）午前八時〇〇分～午後十時〇〇分

（変更後）午前六時三〇分～午後九時三〇分

駐車場の出入口数

（変更前）合計四か所
（変更後）合計五か所

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年十二月五日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー池田店

揖斐郡池田町本郷字出口五八一番一 外

二 意見の概要

池田町長の意見

・夜間の駐車場管理について、溜まり場とならぬよう施設等の管理体制を徹底願いたい。
・交通安全について、地域住民の交通安全に充分な配慮を願いたい。 外

（届出事項 新設）

正 誤

（原稿誤り）

平成二十年九月三十日号外（一）岐阜県の人事行政の運営等の状況 六頁の表中

能労務職	高校卒 中卒卒	144,500円 135,600円	技能労務職	高校卒 中卒卒	144,500円 133,100円
------	------------	----------------------	-------	------------	----------------------

の誤り。

正 誤

(校正誤り)

平成二十年四月一日号外(三)

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

(岐阜県教育委員会規則第八号) 一〇頁の表中

人 人 人 人 人 人 人 人

に改める。
は、

本則の表中

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

二〇五人	六〇人	一九八人	四、〇〇六人	三九五	二二五人	四〇〇人	六、七二四人
------	-----	------	--------	-----	------	------	--------

を

二〇五人	五八人	二〇〇人	四、〇〇一人	三九四人	二二四人	三九六人	六、七三〇人
------	-----	------	--------	------	------	------	--------

に改

二〇五人	六〇人	一九八人	四、〇〇六人	三九五	二二五人	四〇〇人	六、七二四人
------	-----	------	--------	-----	------	------	--------

を

二〇五	五八	二〇〇	四、〇〇一	三九四	二二四	三九六	六、七三〇
-----	----	-----	-------	-----	-----	-----	-------

める。
の誤り。

平成二十年十二月五日印刷
平成二十年十二月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
四八、〇〇〇円
岐阜尾文芸社